

第一節 学則改正までの経緯

学校教育法の施行により、昭和二十四年度の大学発足に向けて、昭和二十三年四月以降、旧制の大学や専門学校から新制大学への移行措置がとられた。大学設置の資料については本百年史『大学篇』第一章 東京芸術大学創設」を参照されたい。

東京音楽学校においても、大学への移行に関する学内の記録が昭和二十一年から見られる。これは当時の東京音楽学校教授・城多又兵衛の次のような回想とも一致する。「大学設立に関して音楽学校の教授會がこの問題を審議し始めたのは一昨年(昭和二十一年)の秋からであった。」(『大学設立について』『同聲會會報』第二六七号 昭和二十三年九月 一二頁)。

以下、学則改正にあたってのさまざまな議論を、昭和二十一年度、二十二年度の議事録より掲載する。

昭和二十一年十月八日の教授會議事録には、学則改正における基本方針が示されている。

一、学則改正（学校の機構改正）の件

- a. 美校と連絡を密にして特種な藝術の大學を作る。
 - b. 修業年限は六ヶ年とする。
 - c. 學年制と學科制との考慮。
 - d. 來年度は第一歩として學科制に着手すること。
 - e. 各部に成案を得——主任會議にかけて、教務庶務で案の決定を見た上、教授會で審議をし度い。
- 來年度の科目制度（十月一杯）

（手書き）

新制大学に向けて複数の案が検討されている。昭和二十一年十一月五日の教授会では大学昇格を念頭におき、音楽学校の新制度案が審議された。その一方で昭和二十一年当時の学制を基本に据えつつ、早期教育の施設についても検討されている。

音楽学校の新制度案
(試験をする) (試験をする) (入學)

學級科別	研究科(仮稱)	大學(仮稱)	豫科(仮稱)	校中等學
(轉科を認める)	(轉科を認める)	(轉科を認める)	現在の中等學校第三學年(初級修了者より)	
修業年限	二ヶ年	四ヶ年	三ヶ年	
音楽に関する技能と學科目	一、音楽技能 一、音楽に関する學科目	一、音楽技能 一、音楽に関する學科目 一、一般高い教養のための學科目	一、音楽に関する技能(學科目、教授時數ハ別ニ定メル) 一、音楽に関する學科目(例へば音楽理論等)	一、中等學校上級にて學修する學科目より適宜選擇して課す
制度	教室制とする	一、音楽は學年別の教室制度 一、學科目は科目單位制とする 一、教育者志望者に別に教育に関する學科目を課す	一、學年制とする	

一、子供の時よりの早期音楽教育の施設案（学校の必要性・組織・義務教育との関聯）

現行制度による音楽学校の改革案

本科

一、音楽に関する技能科目は、

教室制度・學年制度とする。

一、學科目は、科目單位制として一年一單位とする。

學科目は現在の學科目とする。

音楽理論は、その特殊性を考慮して學年制とするがその能力に應じて跳級制を認める。

○ 毎週委員會を開催のこと。

○ 特別に委員を決定して案を作ること。

（手書き）

（『昭和二十一年度議事録 教務課』）

昭和二十二年一月二十三日の教授会では、大学昇格を想定した次年度（昭和二十三年度）のカリキュラム案が検討され、六・三・三・四年の新學制による高等学校の新設についても審議が行われた。これらの該当箇所を次に掲載する。なお、議事録全体については本百年史『東京音楽学校篇 第二卷』『第三章 第二節 三 戦後の收拾から新制大学へ』を参照。

新學年の制度

城多 昭和二十二年度は一部師範科教育を変更して本科に近き教育の方針を進める（原案の時間表の様に）（時間表後掲）

校長（小宮豊隆） 新學年に哲學のやうな科目を入れたいと思ふが、

それを時間割のどこに入れるかに問題がありはしないかと思ふ。これは大學に昇格して考へることにしてもいい。

吉川 一般學科と比較して文化講義と言ふ様なものは少い様に思はれる。

校長 文化講義は科外講義の形で一度やつて見たらどうか。又例へば音楽史の講義のやうなものもやり方次第で藝術學的な或は美學的な要素を多分に加味することも出来ると思ふ。

片山 私は音楽理論を教授するに音楽史や音楽美學と関連なくてはならんと思ふので関連して説明をして居る次第でそれなくては意味ないと思ふ。

下總 それは將來の事でよいと思ふ。

長谷川 それなら全部が再検討した上で案をたて直さねばならんと思ふ。

城多 然し、現在は現在の姿で、それ等の事は將來の事だと思ふ。現在はどうかと言ふ事なのです。

校長 各主任の方が案を教務に提出して然るのち此案を教務に於てまとめて、具体案を作る事。

城多 来る二月十日の教授会までに各主任教官は具体案を御提出願ひます。

大學に昇格の件

校長 今度の學制は六、三、三、四といふ原則が立つてゐるが、あとの三、即ち高等学校にあたる所では四年でも五年でもいい、といふ事になつてゐる。たゞその高等學校では一般教養といふ事を重んじ、職業にあまりに早く専門化しないやうに注意

して、高等學校を卒業したものはどの専門の大學に這入つてもいゝやうに教育するといふ事になつてゐる。然し、美校と本校は、他の學校と性質を異にする關係上、別箇の扱いをしてほしいので美校と相談の上案をつくり、文部省に提出する事にしたいと思ふ。

師範科	唱 歌			ピアノ	器 樂	音樂理論	指揮法	音樂史	國 語	外國語	教 育	音響學	音聲學	體 操
	合唱	唱歌	聲樂											
		a、bハ二組ニ区分ノ授業			絃又ハ管、オルガン	a、bニ区分シテ行フ								
四年	2	2	1	1	オルガン	2	0	2	2	4	教授法	2		2
三年	2	2	1	1	1	2	0	2	2	4	2		1	2
二年	2	2	1	1	1	2	1	2	2	4	2	1		2
一年	2	3	1	2	1	2	0	2	2	4	2			2
			×	×										

増加課目	(2)	(2)	(2)	×
(声乐、ピアノ、作曲)				
(オルガン、作曲)				
(管樂絃樂)				

×印を変更する。課外講義により欠点を補ふ。
 聲樂二、ピアノ二を各一にして生徒の希望と教官の判定により増加
 課目を作る。

(昭和二十一年度議事録 教務課)

昭和二十二年二月十日の教授會議事録では、「東京音楽高等学校案」と「東京音楽大学案」の二種類が審議されている。これらは、新制大学あるいは高等學校におけるカリキュラム・學則など、詳細な内容に言及した最初の案で、「東京芸術大學設置申請書」の基となるものである。同日の議事録については本百年史『東京音楽學校篇 第二卷』の「第三章 第二節 三 戦後の收拾から新制大学へ」に掲載されている。
 大学昇格か、音楽高等学校かという議論はその後引き続き行われ、昭和二十二年五月八日の教授会では、改めて音楽高等学校に関して審議された。

三、學制改革について

城多―前會の學校長のお話をもとにして審議を進め度い。
 校長―高等學校は豫科的の存在ではないけない。高等學校卒業者は外の音楽學校以外の學校(例へば医大)にも行けるようにするといふ建前に変つてゐる。
 矢田部―音楽は早期教育が大切である。
 片山―現在では音楽の社会的地位が向上してゐるから大學文がよい。
 長谷川―高等學校の併置を主張する。

矢田部「音楽的教育と云ふより、ふんいきが大切であるから早期教育に始め、教育とふんいきを豊にする必要がある。」

吉川「帝大に音楽と美術の藝術大学を作つては如何？」

長坂「全國の商業学校に音楽を専門的に学修させる方法を講じる。」

その上、上野を大學とする。

今井「ピアノ科としては、ピアノの学修を中心とした学校を作つて欲しい。」

吉川「高校に音楽の特殊性をみとめてもらふ必要がある。」

結論としては、音楽学校に高等学校があれば教員養成を考へること、大学丈ならば、教員養成を別途に考へること、等の諸意見を得、次回は大学か高等学校かの問題について審議することにして開散。
(手書き)

(昭和二十二年度議事録 教務課)

さらに昭和二十二年五月十五日の教授会では、「東京音楽大学」に附属高等学校を併置するという新たな案について詳細な検討が行われる。

一、学制改革案について

城多「大学か高等学校かについて先づ決定して頂き度い。」

片山「国家が大学を要求するか否かにある。」

城多「音楽学校としての案を考へて頂き度い。」

一同「音楽学校は大学にして欲しいと意見が一致する。」

城多「高等学校の併置については？」

一同「音楽学校の入学資格問題だと云ふことになる。」

大学としては三つの方法がある。次の卒業生が入学に便利である。

a. 上野に併置した高等学校をもつことが便利である。

b. 地方の高校に特種(音楽の)学科をおくこと、例へば大坂

京都、仙台、札幌、福岡、広島、松山等。この高校の卒業生は上野の入学に便利である。

c. 私立の音楽学校で高等学校になつたものは便利である。

上野に併置されるものは、高等学校、中学校とする(實驗学校として小学校をもつ)。

城多「高等学校をおくならば、音楽と一般学科との関係を如何にするかについて御考へ願ひ度い。」

一同「次の様な時間を希望する。」

専修科目	週2回	週一時間
ソルフエージ	// 2回	// 二時間
音楽概論	// 1回	// 一時間
合唱	// 2回	// 二時間
合奏	{ // 管絃 1回 // ピアノ 1回 }	{ // 二時間 (// 二時間)
副科ピアノ	// 1回	// 一時間 3人づゝ
		計九時間

城多「次回は高等学校の内容について御審議を願ひ度い。又審議を

連日續行を希望する。一同賛成

以上

(手書き) (昭和二十二年度議事録 教務課)

前掲の三回にわたる審議は、同月二十二日に「學校改革案」としてまとめられた。この案は、高校のみならず、小・中学校の併置をも含む大がかりな構想であつた。

學校改革案

東京音樂大學

- 一、大學案四ヶ年の教務課案により審議のこと。
- 二、入學を許可するもの。
 - 一、高等學校卒業の者。並に文部大臣が之と同資格を認めるもの。

附屬高等學校案

- 一、修業年限は三ヶ年とする。
- 一、本校に入學することを得る者は、中學校卒業者又は文部大臣の定めたところによりて、之と同等以上の學力があると認められた者について試験の上、學校長が之を定める。
- 一、本校で教授する學科目及毎週の授業時數は左の通りとする。
- 一、高等學校文科の教科課程に準ずる教科目、及音樂。音樂は、聲樂、器樂(ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、ヴィオラ、セロ、コントラバス、フルーイト、オーボエ、クラリネット、ファゴット、ホルン、トランペット、トロンボーン、打樂器、ハープその他、管絃樂及吹奏樂に使用する樂器)、作曲、の中より一科目を専修せしめる。その他にピアノ(ピアノ(を)専修する者を

除く)、音樂概論、合唱、合奏、ソルフエージを課す。
授業時數は毎週三十時間として、音樂以外の學科目に、毎週十五時間をあてる。

音樂の時間		
專修科目	週 2 回	週一時間
ソルフエージ	〃 2 回	〃 二時間
音樂概論	〃 1 回	〃 一時間
合 唱	〃 2 回	〃 二時間
合 奏	〔週管絃 1 回 〃ピアノ 1 回〕	〃 二時間
副科ピアノ	〃 1 回	一時間三人づゝ
實 習	〃	六時間
		計十五時間

註 邦樂科は審議未了につき保留。

入學を許可すべき者の音樂の專修科目の志望は次の如くする。

甲類——入學試験の場合、既に專修科目を選択し、當該科目の銓衡を受けるもの。

乙類——入學試験に專修學科目を選択することなく、唱歌、器樂(本校にて教授するもの)によつて音樂の素質の銓衡を受け、入學後一ヶ年の後に、專修學科目を選択するもの。

甲類入學者は、入學後直に專修學科目の學修を始める。乙類は、第二年目より專修學科目の學修に入る。それまでの間、唱歌、器樂により基本的な音樂の教育を行ふ。

附屬實驗學校

一、東京音楽大學（假稱）に左の附屬實驗學校を置く。

一、中學校

一、小學校

二、實驗學校では、左の調査、研究をする。

一、音楽教育上の必要なる資料の調査

一、一般音楽教育法の研究

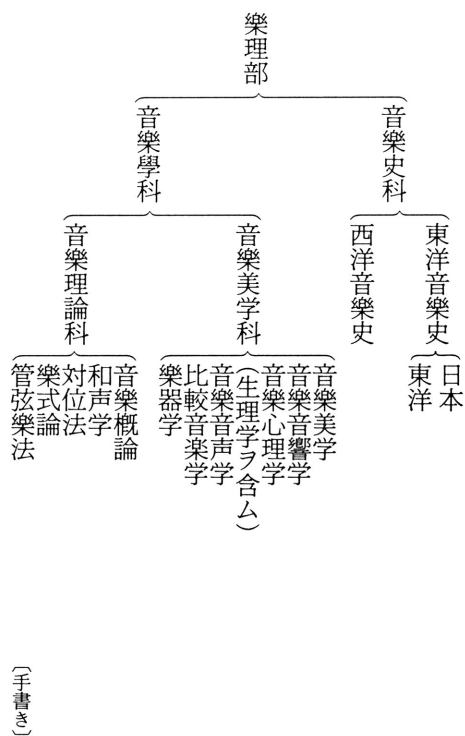
一、専門的音楽教育（教育の実施と教育法の研究）

一、音楽教授法の研究並に実習

（昭和二十二年度議事録 教務課）

（手書き）

昭和二十二年六月十九日、「東京音楽大學案」が作成された。これは、大学の組織やカリキュラムを具体的に規定したものである。学内資料中、ここではじめて次のような「楽理部」の学科目に関する記録が見られる。



（昭和二十二年度議事録 教務課）

昭和二十二年十月二日および九日、さらに同年十二月二十三日の教授会議事録からは、それまでの音楽大學とその附屬音楽高等学校という案から、東京芸術大學案に変化する過程を読みとることができる。

（昭和二十二年十月二日）

二、大學案か高等学校案か

学校長説明―日高局長に会って、大學と高校と二つ持ちたいと言った所、大學がいくつも集って綜合大學になる世の中であるのに、一學校が二つになるのは大變だといふ。併し教授會の話では、さうしないと音楽はだめだといふのだといふと、それはさうだが、実行上困難だといふ。

美校では大學一本で来てゐたが、日本画の方は異存ないのに、洋画の方は、やはり三年の予科を持ちたいと言ひ出した。美校の村田事務官は近い内に色々な案を立て、之を出した上で決定するといふ。

大學と高校を併置すると予算は貰へないから創設費はこちらで賄はねばならない。（そのあとの人件費は出して貰へるかも知れないが。）

大學だけなら大した金は集めなくともよい。併しそれではいゝ音楽家をつくるには、子供の時からやらねばならぬといふ要求にあはない。

田尾教官に高校設備の費用を概算して貰った所、ぎり／＼七十

万、實際は百万と見なければなるまい。その他に先生方への報酬を入れると何百万とかゝる。その金策の成案がないと文部省へも行けない。

吉川―日高局長が世間の風潮に反すると言ったさうだが、それに對して二つの案がある。一は美校と聯合して、高校を一つにする事、二は私立の高校と tie up すること。

学校長―高校を実験学校にする事は見込ないことではない。予算面からの都合で美校と合併して（演劇科も入れて）綜合芸術大学とする事も考へてゐる。

吉川―政治的にはその方がのみこみが早い。

矢田部―私立の音楽学校を高校にして貰つて、そことの連繫を密にするか、或は、高校大学併置の理想案を作つておいて、大学の方は何年かおくらせて実現するといふ案は如何。高校をやつておいて研究科をおき、三年の卒業生が出る時分、大学が出来ればいゝ訳である。

学校長―之の方が寧ろ自然な案だが、三年後に実現しないと高校で終る事になる。之では損をする。

城多―大学は二十四年度に一齐にするのではないか。

田尾―高校迄は日本民主化の証拠として無理してでも大蔵省から予算をとるが、大学の方は別扱だといふ事である。

学校長―高校以下は左程でないが、大学には設立基準をやかましくいふ方針の由。従つて大学と高校との実力上の開きが大きくなる訳である。

城多―私立と官立が一つになると、もめる恐れがある。現に今騒

動を起してゐるのは、皆然うだ。

田尾―新制高校は、従来の女学校を包含して、一般に芸能方面に力を入れる事になるから、一般から募集する事が出来る様にならないだらうか。

城多―一つの規範は示す方が効果的である。（音楽を子供の時からやる必要がある事を。）

従来も、中学で教へないものを入学試験にやらせるのはいかんといふ声があつた。高等学校は予備校化せぬ為に、大学進学者定員のす以下とし、又進学せぬ者の為に専攻科の様なものを設けて五年の高校とする。

学校長―教員養成の機関とすれば、小学校教員がいくらでも必要なことから、文部省でも通りがいい。（高等学校の教育もするが――）

城多―他の学校が高校となる事はない。分教場には二千坪の運動場もあるのだから、分教場を高等学校としたい。

学校長―軍事裁判所の建物をくれゝば問題ないのだが、馬鹿に綺麗にしてつたから、今度は何に使ふか、もう考へてゐるのだらう。

吉川―寄附（ロックフェラーなど）も考へられる。

学校長―演奏会をやつて純益一万円をあげる事はどうか。

吉川―放送局と tie up して、チビリ／＼貰はずにまとめて貰つたらどうか。

今井―百万円借金したら如何。

田尾―学校は差押へがきかないから、誰も貸さない。

（手書き）

〔昭和二十二年十月九日〕

四、大学昇格の中間報告（学校長より）

○先週の金曜、美校の上野氏と共に日高局長と話した折、「音楽の早期教育はどうするか」ときかれたので、小学校と中学校に実験学校を設けると同時に、音楽を主体として高等普通教育を施す高等学校を設置する計畫だと答へたら、大学課長とも話をするから一度来てくれといふので、廿八日九時、上野氏と行く事になった。

○一昨七日、城多教官と美校へ行つて話合つた結果、綜合の芸術大学は第二として、まづ綜合高等学校を設け、音楽を主とするものと、美術を主とするものとを置き、こゝで教育されたものを大学へ收容する。大学は映画、演劇、舞踊、オペラ等をも包含した本當に大きな綜合芸術大学を目標として、今後双方連絡をとることになった。

〔手書き〕

〔昭和二十二年議事録 教務課〕

五、大学案について（学校長より）

今朝の朝日新聞に綜合芸術大学のことが出てゐるが、こゝも美校も大学になる事は両方共考へてゐるが、たゞこちらは大学ばかりでなく高校も持ちたいといふ意向である。（美校でも大学だけになる事を固執する訳ではない）所が文部省では、新学制に

於ては高等学校が予科的存在となつてはいけないといふ大方針が立つてゐる。併し学校局長は、音楽の方で高等学校が必要な事は認めてゐる。それで上野氏と、それでは音校美校其他を合體して綜合芸術大学をはじめ、之に入る為の高等学校をつつて、工業高校や農業高校等の如く実務高校並の専門教育と一般教育とを兼ねた高等学校にする案を建言、日高局長から春山氏に具体案作成方を委嘱してある筈である。

所が別な方面から、民衆に安く見せる為の国立劇場案の建言があり、片山首相から社会教育局の美術課に命じて具体案を作成させた。之と同時に演劇学校設立の運動もはじめられたが、大学課では具体的な案が立たぬから、芸術大学案は学校側で立案せよと言つて来た。そこで先週の土曜（十二月二十日）、美校々長、西本生徒課長等来校、田尾生徒課長、城多教務課長を交へて懇談、本校の大学案を手交して吟味して貰ふことにした。今後屢々斯ういふ懇談會を開いて大学案を練り上げて行く訳であるが、綜合大学の中で両者は夫々美術部、音楽部として残存し、從來と大差はあるまいと思はれる。

〔手書き〕

〔昭和二十二年議事録 教務課〕